鈴鹿工業高等専門学校長

新型コロナウイルス感染症対策における鈴鹿高専の対応について (第4報)

1. 遠隔授業の継続について

三重県及び近隣県において緊急事態宣言が解除され、新型コロナウイルス感染症の 感染状況もある程度落ち着きはじめたようですが、ここで、学校活動の現時点でのあ り方について、学生や保護者の皆さんにご説明させていただきます。

社会の状況は、感染拡大防止にあわせて経済活動の再開に配慮するなど、これまでの規制を緩和する方向にありますが、教育機関としての本校は、何よりも学生の皆さんや教職員が罹患しないことを最優先する必要があります。学校において対面授業を開始した場合、特に、350名を収容する学生寮のある本校で、寮生に罹患者が出た場合は、濃厚接触者全員を長期間学寮内で隔離する必要がある旨、保健所からの指導を受けており、学校運営が現状と比べて極めて困難になることが予想されます。

また、学生・保護者の皆様のご協力もあり、遠隔授業をご家庭で受講できる環境が整いました。これにより遠隔授業を実施することができましたが、鈴鹿高専は大学と同じく、遠隔授業を実現できる教員の高い技術力、それを支えるスタッフのサポート力があります。これらのことから、現時点では、前期末試験前(8月28日)頃までは遠隔授業を継続する方針ですが、近隣大学等の状況を踏まえ、方針を変更する場合があることを申し添えます。

今後は、遠隔授業を教育の利点として活かし、また、問題点は改善して、教育の質の保証に全力で努める所存です。特に学生の皆さんの学びや、心身の状態を把握することが重要と認識しています。学生や保護者の皆様には不安の中で大変と存じますが、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2. 登校制限中の登校について

現在、本校は登校制限中で、不要不急の登校を禁止としていますが、やむを得ず 来校する必要がある場合は、<u>事前に許可をとる必要があります</u>ので、学級担任もし くは指導教員までご連絡くださるようお願いいたします。

※ 原則、学級担任や指導教員との進学・就職の相談等はメール等により行ってください。

3. 学生の就学支援について

学生の就学支援について、随時、情報が更新されています。新型コロナウイルス感染症に係る影響を受け、保護者の失職、倒産などの家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった場合における支援制度などの情報もありますので、鈴鹿高専HPや Moodle 内学生支援係の「授業料等免除・奨学制度」のページをご参照ください。

https://www.suzuka-ct.ac.jp/student/student_index/scholarship/

4. 学生相談窓口について

学生の皆さんは、日々の生活のこと、勉強のこと、進路のこと、人とのつながりのことなどに悩むこともたくさんあると思います。そんな時は、<u>まずは一番身近である担任の先生へ遠慮なく連絡してください。</u>なお、カウンセラーとの相談は、当面の間、原則、電話または Microsoft teams による学生相談員(本校教職員)への連絡により受け付けます。相談時間を確保するため、事前に保健室 059-368-1705まで電話予約をしてください。

※ 鈴鹿高専 Moodle 内の「保健室」→「学生支援室・保健室からのお知らせ」をご覧ください。

【日常の過ごし方】

- 1. 基本的な感染予防対策(手洗いや咳エチケットなど)とともに、睡眠を十分にとり、バランスの良い食事を心がけるとともに、毎日検温して記録しておく等、健康管理に留意し、自宅で学習するときも規則正しい生活を心がけてください。
- 2. 緊急事態宣言解除前の特定警戒都道県への不要不急の移動を避け、特に感染リスクを高める行動は厳に慎んでください。また、感染拡大のリスクを高める環境(①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発生が行われる、という3つの条件が同時に重なった場)での行動は常に避けるようにしてください。
 - (例) カラオケボックス、ライブハウス、コンサート会場 など
- 3. 海外渡航は禁止します。(海外の特定の地域に渡航していた者が日本へ帰国した場合は、帰国した際に厚生労働省(検疫所)より2週間の外出自粛が要請されます。その間、発熱等体調に変化があった場合は、医療機関を受診するなどしてください。また、渡航し帰国した旨を、学生課教務係(059-368-1731)までご連絡ください。)
- 4. 学生本人が新型コロナウイルスに感染した場合や、学生が濃厚接触者(注 1)となった場合、また学生の同居者が濃厚接触者及び感染の疑いがある者(注 2)となった場合は、学生課教務係(059-368-1731)へ連絡してください。
 - (注 1)「濃厚接触者」:保健所に「濃厚接触者」と言われた者(保健所に「健康観察者」と言われた者は除く)
 - (注2)「感染の疑いがある者」: PCR 検査を受けた者等
- 5. 感染状況次第で、学校の対応も変更になる場合があります。最新の情報を公式ホームページや学校から送られるメール等で定期的に確認してください。

【保護者の皆様へ】

学生に発熱や風邪の症状といった体調不良が起こった場合は、ご自宅での静養をお願いするとともに、感染症拡大防止のため、不要不急の外出は避けて頂くよう、家庭内でも学生へのご指導をお願いいたします。保護者の皆さまには、大変ご負担をおかけしますが、本対策にご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

【この件に関してのお問合せ先】

- 1. 授業や登校、教科書等に関する件: 教務係 059-368-1731
- 2. その他の事項に関する件:総務企画係 059-368-1711